

陳 述 書

2019 年 6 月 20 日

原告 岩本宏之

住所：長崎県東彼杵郡川棚町

1 家族構成

- (1) 私は原告の岩本宏之です。

昭和19年12月24日生まれで現在74歳になります。

- (2) 妻は、岩本菊枝（昭和24年1月18日生：現在70歳）であり、長男の岩本伸吾（S49.5.29:現在45歳）と3人暮らしをしています。

そのほか私の子には、長女・次女がおりますが、それぞれ結婚して、長女が福岡市内、次女が長崎県平戸市に住んでいます。

隣の郷に住んでいた妻と結婚したのは、昭和44年であり、結婚以降、私の両親、私の子ら3人の7人で生活をしてきました。

2 生活歴など

- (1) 私は、現在の住所で生まれ、これまでずっと今の住所で生活をしてきました。

- (2) 私の先祖である岩本家がこうばるの現在の住所地に住むようになったのは江戸時代の頃と祖父母や両親から聞いています。

私が生まれた当時、祖父母、両親、私を含めた5人兄弟（私が長男、妹3人、弟が1人）の9人暮らしをしてきました。

私の父は、戦争から戻ってきた後、結核を患い、療養生活を送っていたので肉体労働ができませんでした。

そのため、私は、小学生高学年のころから、母と二人で家計を支えるために農業の手伝いをしていました。

田んぼで近所の親戚と協力して、田植えをして、米を作って、収穫していました。当時、牛一頭を飼っており、堆肥を使用したり、農器具である「スキ」や「マガ」を引かせて田を耕したりもしました。また、自宅近くにある畑では、麦、サツマイモ、ユリの球根づくり、しいたけなどを作って出荷していました。

- (3) 私の当時の遊び場は、山、川がほとんどです。私は、小さい頃から、山で食べられる植物や木の実を捕ったり、仕掛けで鳥を捕ったり、石

木川ではウナギの仕掛けを沈めて、ウナギを捕ったり、ハヤ、フナなどを釣竿で釣ったり、カニを捕まえたり、自然に囲まれている環境であるからこそできる遊びや生活をしていました。

また、夏休みは毎日のように。石木川で泳いだり、水中鉄砲を作って子魚を捕ったりしていました。

私の子どもたちも同じように山で遊んだり、川で遊んだりしていました。さらに、私の孫も小さい頃に実家に戻ってきたときには、石木川で泳いだりしていますので、何世代にわたってそのような生活を送ることができています。

- (4) ところで、私は、小学校の後、地元の川棚中学校、川棚の定時制高校を出ました。

私が定時制高校に行ったのは、私が中学校以降は、農作業の他、植林、木炭を作って販売したり、その他家計を支えるあらゆる活動をしていたためです。

特に高校以降はこれらの作業が忙しくなり、兄弟の生活費や教育費等も必要であったため、平日の高校には行く時間がなかったのです。

私の高校進学後の生活は、毎日、朝8時から夕方4時くらいまで外で農作業等を行い、帰宅して夕食を摂った後、定時制高校に18時頃から21時過ぎまで行って、帰宅してまた翌日朝から農作業等をするという生活でした。

- (5) 私は、定時制高校を卒業した後、川棚町役場で働くようになりました。その当時は、土曜日が午前中だけ、日曜日は休みなので、農作業は、仕事がないときにしていました。

そして、平成17年に定年退職をした以降は、主に農作業をしており、現在も農作業中心の生活をしております。

- (6) 岩本家がこの地域に来た当初から、現在の住所に住んでおり、同じ土地上に建物の増改築・新築などを行い現在に至ります。現在の建物は昭和62年頃に旧建物の一部を取り壊して、新たに新築したもので、今住んでいる土地・家そして農地はいずれも私の名義です。

なお、私の祖父が他界したのは昭和32年、祖母が他界したのは昭和37年、父が他界したのは平成8年、母が他界したのが平成24年です。

3 私と石木ダムとの関わり等

(1) 私は、昭和37年、このこうばるの地にダムを造ろうとする動きがあることを知りました。当時は高校生でしたが、当時、長崎県が川棚町やこうばるの地元に説明することなく、無断で測量会社に委託して現地調査・測量をしたことから知ったものです。地元の総代を中心に抗議対応をしたため中止となりました。

その後、47年頃の予備調査のための説明会が昭和46年頃にあり、私は説明会に参加しました。

その中で、会場の参加者から、多目的ダムする理由はなぜかとの質問がありました。

これに対して、長崎県の担当者は、「利水だけのダムより、国から補助金をもらうために多目的ダムにしたほうが良い」という説明がありました。私は、この説明を聞いて、治水目的というのは、治水の必要性があるからではなく、補助金をもらうために付け加えられたものだと思いました。

その後の昭和49年に、こうばる地区・岩屋地区を中心に「石木ダム建設絶対反対同盟」を結成し、翌年、木場地区も加わりました。その三地区に住んでいる人は全員参加しておりました。

それ以降、地元の明確な意思を示すために、立て看板を立てたり、住民が交代制で常駐するダム小屋を建てたりしました。

(2) ところで、私は、昭和38年から川棚町役場の職員として働いておりましたが、昭和54年頃、当時の長崎県知事が、こうばる公民館に来て、石木ダムに関する説明をしたので、私もこれに参加しました。その時、起業地に住む多くの人々が集いましたが、参加した全世帯、

及び、全居住者が反対するという意思表示をしました。私の家でも両親、私、兄弟姉妹、家族全員がこのダムに反対していました。

反対していた理由は、もちろん祖先から引き継いだこの場所における生活を失いたくない、地域社会を失いたくないという気持ちもありますが、一番、納得いかないのは、補助金を得るために治水目的を付け足した石木ダムがなぜ必要であるかについてきちんとした説明がなされなかったからです。なお、そのことは現時点でも同じで、未だ説明はなされておりません。

- (3) 昭和57年5月21日、長崎県は、機動隊約140名を導入し、強制測量がなされました。当時、私は公務員ではありましたが、仕事を休んで座り込みの支援を行いました。労働組合と協力して、長崎県に対して説明要求行動などを行っていました。その時は、高齢者も小学生や中学生等も協力して行動をしていました。当時、私は38歳で、町役場から先頭に立って反対して欲しくない、ということをおっしゃいましたが、反対行動に参加しました。

強制測量は延べで7日間程度続きました。子どもたちが抗議行動に参加して学校に行っていない時期があったため、大学生が公民館で勉強を教えてくれたこともありました。

住民ときちんとした協議やダムの必要性について説明をすることなく、強制測量をするなどの強硬的姿勢に地元に住んでいる人は私も含めて皆怒っていました。

- (4) 座りこみをしていた居住者は年齢・性別を問わず、機動隊の実力行使で排除され、重傷者について2回ほど救急車が来た記憶があります。

4 現在の生活と想い

- (1) 現在、私が所有する田畑（計4000平方メートル）で米や野菜を作り、猪を獲ったり、魚を釣ったり、椎茸を栽培したり自給自足の生活を続けています。

私にとって今住んでいる土地・建物・農地は、先祖代々受け継がれてきた土地であり、私が小学生のころから耕作してきた畑ですから、建物と同じく生活の一部となっており、また私の趣味でもあります。

- (2) 現在、私が住んでいるこうばる地区は、戦時中、国が海軍工廠を造るため多くの農地が強制収用されました。中には家屋を移転させられた世帯もありました。それでも私の家族は、幸い自分の家に住み続けることができました。

その後、終戦となり農地は元の地主に払い下げられましたが、工廠跡の敷地が、厚いコンクリート張りでしたので、私たちはゲンノウやツルハシを使って打ち砕き、リヤカーで運び出すなど、汗水垂らし、何ヶ月もかけて、家族ぐるみで農地に復旧する作業をしたことを覚えています。もう二度とこのような思いをすることはないだろうと思っていましたが、今度のダム事業により再び強制収用されようとしています。しかも、今回の場合は前回と異なり、農地だけでなく、住んでいる家や土地も対象となりますし、一度収用されてしまうと、二度と払い下げられることはなく、ダムの底に沈んでしまうこととなるのです。そのようなことを絶対に許すことはできません。

- (3) ダム計画が持ち上がってから、私たちの集落は、水没予定地域となり、何をするにしても町からの補助対象地域から、除外されることになりました。

地元から、生活道路の拡幅事業を要望しても、どうせ水没するのだからとの理由で聞き入れて貰えませんでした。

私の家の前には、幅員1.5m位のリヤカーがやっと通れる程度の生活道路がありましたが、近い将来は自動車が通れるようにしたいとの思いから、関係者3世帯が事業主体となり、幅員4m・延長100mの道路拡幅改良工事を実施して、現在の道路を建設しました。その事業費は全て農林漁業資金を借り入れて、3世帯で25年かけて償還しました。

これが、石木ダム計画さえなければ、町が事業主体となり、受益者から、一部負担金を徴収して建設する事業です。又、道路建設事業ばかりでなく、水田の区画整備事業も補助対象から除外され、仕方なく、個人の自費で区画整備をしなければなりませんでした。

このように、この地域は長い間、石木ダム計画があるために、差別的な取り扱いを受け続けています。

(3) ただ、今の自然、今の生活、先祖代々受け継いできた自然を守りたい、この生活を次の世代に残していきたいという思いを持っているだけなのに、行政が差別することに対して納得できません。

(4) 石木ダム計画が持ち上がった当初から今日に至るまで、長崎県や佐世保市の説明を聞いても、とても石木ダムが必要とは思えません。必要性のないダムのために、私たちが先祖から引き継いできた現に住んでいる場所、生活、趣味、地域社会をダムの底に沈めることには納得がいきません。

私たちは何も悪いことはしていません。

そうであるにも関わらず、50年以上もの間、いつ、土地、建物を奪われるかもしれないという思いになったり、政権交代でダム計画が見直しとなったり、政治にこれまでの人生を翻弄されていることが悔しいです。

本来かける必要のない時間、労力、お金がかかることが本当に残念です。高校生の頃から石木ダムの問題にはかかわってきたことから、まさかこの年になっても石木ダムのことで悩みながら生活をするとは当時思っておりませんでした。

本当は、そのような心配をすることなく、老後は自分の好きな農業や趣味をしてゆっくり過ごしたかったです。

(5) 今回、私たちの思いを理解して欲しいと思い、色々な戦いをしており、裁判もその一つですが、残念ながら取消訴訟の一審では負けてしまいました。

本当に残念ですが、私たちは絶対にあきらめませんし、土地や家屋を明け渡す気持ちは一切ありません。

裁判官には私の想いを聴いていただき、お金を支払えば済む問題ではないということをおわかっていただきたいと思います。

こうぼるの地は、私にとって、自分を育ててくれた場所であり、私にとって癒しのふるさとです。残された決して長くない余生を静かなこうぼるの地で過ごさせてほしいし、その地を将来に残していきたいと思えます。

- (6) その気持ちは私たちの自分勝手な考えによるものではありません。人が人として当然持つ感情です。長崎県や佐世保市はそれを理解することなく、強行に手続きを進めてきたのです。

そのような長崎県や佐世保市の態度に私だけでなく、多くの人々が怒っています。

それが、石木ダムに関する大きな支援の輪に広がっていると思えます。今年も長年続いたほたる祭りには多くの方々に来ていただきまし、その他に著名な方々が石木ダムに疑問を持ってこうぼるの地を訪問してくれたり、私たちの生活を描いた映画ができたり、公民館の修復ができたり、様々な集会やシンポジウムが開催されたり、多くの人々が石木ダムのこれまでの歴史を知ろうとしてくれたり、長崎県・佐世保市のやり方に疑問を持っており、その運動は広がっています。

多くの人々が私たちの気持ちに共感してくれることはとてもうれしく思っています。

長崎県・佐世保市は、一日も早く、私たちを石木ダムという問題から解放するため事業を撤回してください。

- (7) 現在、日々、工事が進んでおります。

この工事に対して何らの措置をとることなく工事が進めば、取り返しのつかない事態となります。

裁判所におかれましては、長崎県・佐世保市に対して、石木ダムに関する工事は必要がない、私たちの権利を侵害している、として工事の差止を命じてください。

私たちの生活，生業，人権を守るためにはその方法しか残されていません。ダムができてしまい，水の底に沈められてからではもう遅いのです。改めて私たちはお金を積まれてもこの生活を手放す気持ちはありません。

ダムに翻弄される生活はもうたくさんです。

私たちの願いをきちんと受け止めてくださるようお願いいたします。

令和元年6月21日

住 所 長崎県東彼杵郡川棚町

氏 名 岩 本 宏 之 印

以 上